

(案)
契 約 書

1. 契 約 件 名 レンタカー利用契約【単価契約】
2. 契 約 金 額 別紙「令和6年度レンタカー料金表」のとおり
3. 契 約 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
4. 履 行 場 所 仕様書のとおり
5. 契約保証金 免 除

発注者 支出負担行為担当官 四国運輸局長 (以下「発注者」という。)と 受注者 (以下「受注者」という。)は、レンタカーの利用について次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、受注者の所有する貸渡車両（以下「レンタカー」という。）を発注者に貸渡し、並びに、その他付随するサービスを行い、発注者は、受注者にその対価として契約金額に基づき料金を支払うものとする。

(再委託の禁止等)

- 第2条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
 - 3 受注者は、書面による発注者の承諾を得ないでこの契約により生ずる債権を譲渡してはならない。

(再委託等変更の事前承諾義務)

- 第3条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
 - 3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

(契約の履行)

第4条 受注者は、天災地変その他受注者の責に帰さない事由により、所定の期日に本契約を履行することができないときは、発注者に対しその事由を明らかにした書面を提出して、発注者の承諾を求めることができる。

(料金)

第5条 料金は、別添「令和6年度レンタカー料金表」に基づき、利用車種、時間ごとの貸渡単価に給油代行料、スタッドレスタイヤ使用料及び配車・引き取り料を合計し、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。なお、給油代行料は同表中「燃料費換算キロ料金」に走行距離を乗じて得た額とする。

2 経済事情の変動、その他相当の事由により前項の料金を改定するときは、受注者は事前に発注者に協議し、発注者の承諾を得るものとする。

(料金の支払)

第6条 受注者は、四半期ごとに料金を取りまとめ、発注者に請求するものとする。なお、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に料金を支払うものとする。

3 発注者は、発注者の責に帰する事由により前項の約定期間内に料金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年2.5%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。但し、遅延利息の額が100円未満である場合には、支払いを要しないものとする。また、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(発注者の解除権)

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者から解約の申出があったとき。

(2) この契約に関して受注者又は受注者の代理人若しくは受注者の使用人に不正行為があったとき。

(3) 受注者がこの契約に違反したとき。

(4) 受注者が破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立を行ったとき又は精算に入ったとき。

(5) 所定の期日に契約を履行する見込みがないことが、明らかになったとき。

(6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

(イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人

である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。) が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (ロ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (ト) 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合((ヘ)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項第1号から第3号及び第6号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときはこの限りでない。

(受注者の解除権)

第8条 受注者は、発注者がこの契約に定める事項に違反したときは、契約を解除することができるものとし、その場合発注者は、期限の利益を喪失し受注者に対し即時全債務を支払うものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金)

第9条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)に仕様書において提示する予定数量を乗じた金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)
 - 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。))において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密保持)

第 10 条 受注者は、契約期間中に知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(雑 則)

第 11 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 高松市サンポート3番33号
 支出負担行為担当官
 四国運輸局長

受注者